

令和3年かすみがうら市議会第1回定例会

市長提出議案概要書②

令和3年3月5日

かすみがうら市

## 目 次

### ○ 条例に関する議案〔 3 件 〕

議案第 25 号	かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	……………	1
議案第 26 号	かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	……………	2
議案第 27 号	かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	……………	3

1 要 旨

かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部改正によって新設する育児短時間勤務職員制度の導入に伴い、その勤務時間等の取扱いについて規定する必要があることから、この条例を制定するもの。

2 内 容

(1) 育児短時間勤務職員等の勤務時間

勤務の内容に応じて、任命権者が定める。

(2) 育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間以外の勤務を命ずることができる場合

公務のため臨時又は緊急の必要がある場合で、育児短時間勤務職員等に勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。

(3) 育児短時間勤務職員等に係るその他の取扱い

既に本市の制度として設定されている再任用短時間職員及び任期付短時間職員と概ね同様の取扱いとする。

3 施行年月日

令和3年4月1日

[ 総務部：総務課 ]

議案第26号	かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部改正によって新設する育児短時間勤務職員制度の導入に伴い、その給与の取扱いについて規定する必要があることから、この条例を制定するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 育児短時間職員等の給料月額</p> <p>育児短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を通常の勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を、給料月額に乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 育児短時間勤務職員の期末・勤勉手当の基礎額</p> <p>給料及び扶養手当(勤勉手当にあつては、給料のみ)の月額に算出率を乗じて得た額並びにそれに対する地域手当の額の合計を基礎額とする。</p> <p>(3) 育児短時間勤務職員等に係るその他の取扱い</p> <p>既に本市の制度として設定されている再任用短時間職員及び任期付短時間職員と概ね同様の取扱いとする。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>令和3年4月1日</p> <p style="text-align: right;">〔 総務部：総務課 〕</p>	

議案第 27 号	かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義内容を改正するため、条例の一部を改正するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>附則第 4 項で引用していた新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第 1 条の 2 が削除されたことに伴い、定義規定の文言の変更を行う。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>公布の日</p> <p style="text-align: right;">〔 市民部：国保年金課 〕</p>	